基本目標2 健康・福祉のまち

1 地域福祉の充実

施策の方針

児童や障害のある人、高齢者等、日常生活に何らかの支援を要する人たちを 取り巻く様々な課題に対して、地域の実情に応じて地域で支え合う「共助の社 会」の再構築を目指し、地域住民が主体となって相互に助け合い、支え合うこ とのできる地域づくりを進めます。そして、だれもが住み慣れた地域で、安心 して暮らせる地域社会の実現を目指します。

現状と課題

少子高齢化や核家族化の進行、価値観の多様化などにより、地域住民が抱える福祉課題は多様化するとともに増大しています。また、担い手が減少するだけでなく、コミュニティ機能の低下により、地域の連帯感や活力による助け合いも難しくなっています。

本市では、平成 23 年度に、地域における「つながり」や「支え合い」の再構築に向け、「南国市地域福祉計画」を策定し、地域福祉活動の中核的な役割を担う南国市社会福祉協議会のほか、民生児童委員、町内会、自主防災組織、ボランティア活動等と連携し、地域に密着した幅広い地域福祉活動を行っています。

今後、少子高齢化や核家族化の一層の進行に伴い、様々な課題に対応していくためには、地域の特性を生かしながら、地域住民が主体となって相互に支え合うことのできる地域づくりを進める必要があります。そして、それぞれの地域全体で同じ方向を目指しつつ、地域住民が互いの役割を明確にし、連携を図りながら地域福祉を推進する体制づくりが必要です。

(1)民生児童委員の活動支援

○地域福祉の担い手である民生児童委員の力が十分に発揮できるよう、民生児 童委員協議会との連携を図り、活動しやすい環境づくりに努めます。

(2)南国市社会福祉協議会との連携

〇地域での孤立化を防ぎ、地域の生活課題を早期発見するための地域でのサポート体制づくりや、住民同士の交流の場づくりなど、南国市社会福祉協議会と連携して地域福祉活動を推進します。

(3)災害時の支援体制の構築

○災害時要配慮者台帳システムの運用により、要配慮者について、支援機関と の情報共有を進め、日頃からの地域の見守りのネットワークづくりに生かす とともに、災害時の支援体制の構築を推進します。

(4)住民の健康づくり・生きがいづくりの推進

○住み慣れた地域で、だれもがいつまでも安心して生活するために必要な健康 づくり・生きがいづくりを推進し、住民一人ひとりの元気を涵養するととも に、仲間づくりや世代間交流を促進することによって、地域力の向上を目指 します。

指標名	単位	現状値 (平成26年度)	目標値(平成32年度)	備考 (数値の測定根拠と設定の考え方等)
「避難行動要支援者名簿」掲載者に 占める情報共有同意者の割合	%	41.5	55.0	南国市地域防災計画における 避難支援関係者での情報共有 に同意した者の割合



南国市地域福祉フォーラム



なんこくボランティアDAY

2 子育て支援の充実

施策の方針

子育て支援を量と質の両面から充実させるために、家庭を中心に、保育所、 幼稚園、学校、地域、企業、自治体など、すべての人が子育て支援に対する関 心や理解を深め、それぞれの責任と役割を果たすことにより、すべての子ども の健やかな成長と、家庭を築き子どもを産み育てたいと願う人々の希望が満た される社会の実現を目指します。

現状と課題

少子化傾向が続くなか、子ども自身に与える影響や将来の社会経済に及ぼす 影響は、一層深刻化しています。また、核家族化などにより子育ての孤立化が 進むなか、将来を担う子どもを育成することは、社会全体の責任であり、児童 福祉の推進を図ることは、今後ますます重要となっています。

本市では、乳幼児医療費の助成や児童手当の支給など、子育てに関わる経済 的負担の軽減や、家庭や子どもに関する相談業務、児童虐待等の問題を抱える 家庭への支援など、各種の子育て支援施策を推進してきました。

今後は、子どもの視点が大切にされ、子どもの利益が最大限に尊重されるとともに、子育てしながら安心して仕事ができるよう、保育サービスの充実や子どもの居場所づくりを図り、家庭における子育てを基本としつつ、地域全体で子どもの成長と子育て家庭の成熟を温かく見守り、積極的に支えていくことが重要となっています。



子育て講座「ミュージックケア」

(1)子育て支援サービスの充実と子どもの居場所づくりの推進

○低年齢児保育をはじめ、保育サービスの充実を図るとともに、放課後児童対策など、子どもの居場所づくりに努めます。

(2)地域における子育て支援の充実

〇地域における子育て支援体制の充実を図るため、民生児童委員をはじめ、地域の人々や組織との連携の強化に努めます。

(3)子育でに関する経済的支援の充実

- ○児童への医療費助成や保育料軽減など、子育て世帯への直接的な経済的支援 を引き続き実施していきます。
- 〇子育て世代への就労支援など、子育て世代が経済的に安心して子どもを産み 育てることのできる仕組みづくりに努めます。

(4)児童家庭相談・支援体制の充実

○妊娠・出産・子育てに関し、継続的な相談支援ができるよう、体制を強化します。また、家庭の状況に応じた児童家庭相談を行うとともに、保育所や小・中学校等を定期的に巡回訪問するなど、相談体制の充実を図ります。

指標名	単位	現状値 (平成26年度)	目標値(平成32年度)	備考 (数値の測定根拠と設定 の考え方等)	
放課後児童クラブ数	箇所	12	14		
放課後子ども教室実施数	箇所	2	5	小学校 13 校中	



保育所での様子

3 高齢者支援の充実

施策の方針

高齢者が可能な限り住み慣れた地域で、安心して暮らせるように、健康づくりや社会参加活動の取り組みを促進するとともに、高齢者福祉・介護保険サービスの充実、日常の見守り体制や災害時の支援体制など、地域全体で高齢者を支える仕組みづくりを推進します。

現状と課題

総人口が減少する中で、65歳以上の人口は増加傾向にあり、高齢化率も上昇を続けています。そして、団塊の世代が後期高齢者になる2025年以降は、医療・介護の需要がさらに高くなることが見込まれます。

今後も、高齢化は確実に進行し、高齢者世帯の増加に伴い、介護や支援を必要とする高齢者の増加、ひとり暮らし高齢者の増加等が予想され、高齢者を支える地域づくりを進めることが課題となっています。また、今日、認知症は大きな社会問題となっており、認知症の予防と早期の対応、認知症に関する正しい知識の啓発普及が重要となっています。



地域ケア会議



健康なんこく☆きらり☆フェアでの体操

(1)高齢者の自主的な活動支援

- ○「いきいきサークル」や「老人クラブ」など、高齢者が地域で行う自主的な 活動を支援し、参加を促進します。
- 〇高齢者の閉じこもり防止のため、地域で歩いて行ける範囲に集う場所をつく るなど、高齢者の居場所づくりを推進します。

(2)高齢者の社会参加の推進

〇高齢者の社会参加を支援し、活力ある生活を送っていただくために、働く意 欲のある高齢者の受け皿として、南国市シルバー人材センターの活動を支援 します。

(3)多様なサービスの提供

- 〇介護が必要な高齢者に多様なサービスを提供するため、地域密着型サービスを充実します。
- ○高齢者の生活ニーズに応じた多様なサービスを提供するとともに、地域ケア 会議*を通じて利用者に適切なサービスが提供できているかを検証するなど、 介護給付の適正化を図ります。

(4)介護予防の推進

- 〇地域の高齢者が自分らしく生活できる環境をつくるため、介護が必要な状態 になる前からの予防と健康意識の向上を推進します。
- 〇保健関係部署の連携による生活習慣病予防、介護・認知症予防を推進します。

(5)認知症施策の充実

○認知症への早期対応、重度化の防止に努めるとともに、認知症の高齢者とその家族を支援する体制づくりを進め、地域で認知症の高齢者を支える仕組みづくりを推進します。

(6)医療と介護の連携

〇医療と介護、双方を必要とする高齢者でも、住み慣れた地域で安心して生活 ができるよう、医療機関と介護関係者との連携を推進します。

指標名	単位	現状値 (平成26年度)	目標値(平成32年度)	備考 (数値の測定根拠と設定 の考え方等)
いきいきサークル数	サークル	47	50	
要支援・要介護認定者数	人	2,275	2,483 以下	H26 時点の推計値 を下回る

4 障害のある人への支援の充実

施策の方針

障害者基本法に基づく国の障害者基本計画との整合性を図りながら、障害のある人の社会のあらゆる分野への「完全参加と平等」の実現に向けて、南国市障害者基本計画及び南国市障害福祉計画を策定し、障害のある人への支援を拡充する取り組みを進めます。

また、障害者虐待防止への啓発活動を行うとともに、精神障害者については、 社会全体で精神障害者への理解が深まるよう広報・周知を行います。

現状と課題

近年、障害のある人を取り巻く状況は著しく変化し、障害のある人の高齢化 や障害の重度化・重複化、介護者の高齢化が進んでおり、障害のある人に対す る施策の一層の充実が求められています。

また、障害者総合支援法施行後、自立支援給付費等のサービスの総量は伸び ており、障害福祉サービスを受けるにあたって必須となっているサービス等利 用計画を作成する事業所・相談支援専門員が不足するなど、サービス提供体制 の充実が求められています。

今後とも、障害のある人が地域の中で自立し、安心して暮らせる社会づくりに向け、行政や障害者関連事業者のみならず、南国市障害者自立支援協議会との連携のもと、地域ぐるみで障害のある人に対する施策を進めていく必要があります。



広域福祉避難所の開設・運営訓練

(1)障害福祉サービスの充実

○既存の事業所をはじめ、新規事業所の開設を働きかけ、社会資源の増加を図ります。特に、相談支援事業所・相談支援専門員については、現状でも不足していることから早急に増やす必要があります。

(2)自立支援協議会の充実

〇自立支援協議会について、相談支援部会をはじめとする各部会を開催し、地域課題の解決を目指します。また、他の機関や組織との連携を行うことにより、各組織が相互に補完し合い、切れ目のない支援を目指します。

(3)障害者虐待の防止

○障害者虐待防止センターの周知を、市広報紙や市ホームページを通じて行います。 虐待事例で切り離しが必要な場合は、速やかに措置を行います。

(4)災害時の福祉避難所の整備

○大規模な災害が発生した場合は、高齢者や障害のある人など、一般的な避難所での生活に支障がある人を対象に、必要に応じて福祉避難所*を開設します。また、既存の社会福祉施設等の事業者との福祉避難所の設置・運営に関する協定を推進するとともに、市の施設の機能整備を進めます。

指標名	単位	現状値(平成26年度)	目標値(平成32年度)	備考 (数値の測定根拠と設定 の考え方等)
福祉避難所協定施設数	施設	19	21	

5 社会保障の充実

施策の方針

すべての市民が健康で文化的な暮らしを営み、不安のない生活を送ることができるよう、国民健康保険など社会保障制度の適切な運用と市民の正しい理解の浸透に努めます。また、「第2のセーフティネット」として生活困窮者への支援を推進し、生活保護に至る前のサポート体制の充実を図ります。

現状と課題

医療の高度化や高齢化の進行に伴う医療費の増加により、国民健康保険は厳しい財政運営が続いています。特定健康診査*・特定保健指導*を実施し、生活習慣病の発症や重症化の予防に取り組んでいますが、さらに受診率の向上に取り組む必要があります。また、健診結果やレセプト*データを活用し、効果的かつ効率的な保健事業を実施することで市民の健康づくりと医療費の適正化を図ることが求められています。

制度の安定化を図るため、平成 30 年度から財政運営の責任主体が都道府県 に移行されますが、市民に最も身近な基礎自治体として国民健康保険制度を円 滑に運営していくことが必要となります。

生活保護法制度における被保護世帯数及び人員は、社会情勢や経済情勢などの社会変動に応じて推移する傾向があります。近年の景気回復は低所得者層には反映されておらず、保護率は平成 17年のピークからほぼ横ばいの状態にあります。今後とも各制度についての正しい理解の浸透に努め、適切な運用を図るとともに、生活困窮者に対し、南国市社会福祉協議会との連携のもと、自立に向けたきめ細やかな支援を行っていく必要があります。

(1)国民健康保険の健全運営と医療費の適正化

- ○きめ細やかな納税相談等により国民健康保険財政と事業の健全な運営に努めます。
- 〇レセプト点検体制の充実のもと、重複多受診者への訪問指導体制の強化を図るほか、ジェネリック医薬品*の使用促進やデータヘルス計画に基づく医療 費適正化事業、保健事業の実施を図ります。

(2)生活困窮世帯への支援

- ○生活困窮者が社会で孤立せず、尊厳を持って自立した生活が送れるよう、相 談体制を強化するとともに、自立支援を行います。
- 〇民生児童委員をはじめとする地域の支援者が支援を行えるよう、南国市社会 福祉協議会と連携して研修や見守りネットワークの構築に努めます。
- ○生活困窮世帯の児童・生徒に対して、高等学校等への進学など、将来への希望を持って生活できるよう、学校等との連携を図り、学習支援に取り組みます。
- ○被生活保護世帯に対しては、その世帯の状況に応じた援助方針に基づき、き め細やかな指導・援助を行います。

(3)成年後見人制度の周知

〇判断能力が十分でない人に対し、法的に保護支援するための成年後見制度の 周知に努めます。

指標名	単位	現状値(平成26年度)	目標値(平成32年度)	備考 (数値の測定根拠と設定 の考え方等)
特定健診受診率	%	33.2	60.0	
生活困窮者支援世帯数	世帯	5	30	法に基づく支援プ ラン作成件数

6 健康・保健活動の充実

施策の方針

健康寿命の延伸を目標に、赤ちゃんから高齢者まで、すべての市民が健康でいきいきと暮らせるよう、健康診査や疾病予防などの各種保健事業の充実に努めます。

また、市民が心身ともに健康であるために、「自分の健康は自分でつくる」 という意識の醸成と、地域住民による地域ぐるみでの自主的な健康づくり活動 の充実を図るための支援を行います。

さらに、母子保健事業では、次世代を担う子どもたちの健やかな成長のために、妊娠期から出産・育児期において、子どもたちだけでなく、子どもを育む 基盤となる家庭や保護者への切れ目のない支援を行います。

現状と課題

市民の健康増進のために健康診査、各種予防接種等を実施していますが、いずれもその受診率や接種率の向上が課題となっています。

そのために様々な媒体を使い、広報に努め、受診勧奨を行うとともに、受診 しやすい日程の設定、受診者の利便性を図るなど、様々な工夫を行っています。

また、「南国市健康増進計画」に基づき、健康づくりに関する啓発活動を様々な機会を捉えて実施していますが、地域で健康づくりを推進する市民組織やボランティア活動に参加する市民の固定化、若い世代への交代が進まないこと、地域全体への活動の広がりが見られないことなどが課題となっています。

母子保健事業については、ライフスタイルの変化によって、家族の支援が受けられない場合や、経済的困窮や育児困難、育児不安などを抱える家庭、育てにくさを感じている親が増加しており、これらの家庭に対する支援が必要となっています。また、乳幼児健診の受診率が全国平均より低く、受診率の向上が課題であるため、引き続き個別訪問や個別通知を行って勧奨に努める必要があります。

平成 20 年及健康增進計劃)	アングートによる健	記録診断及びかん物	泉砂ツマシー

項目	市が行う健診 ・検診を受診	医療機関で受診	職場の健診 ・検診を受診	受診なし
健康診断	17.1%	23.7%	41.1%	18.1%
肺がん検診	20.1%	16.7%	30.0%	33.2%
胃がん検診	9.3%	23.7%	18.7%	48.3%
大腸がん検診	14.6%	18.3%	13.5%	53.7%
子宮がん検診	20.4%	23.5%	15.5%	40.7%
乳がん検診	23.6%	18.6%	12.3%	45.5%

(1)健康づくりの推進

- ○市民一人ひとりが「自分の健康は自分でつくる」という意識のもと、生活習慣改善に取り組めるよう、健康づくりに対する意識の醸成を図ります。
- 〇健康イベント開催などにより、健康づくりの普及・啓発活動を展開するとと もに、特定健診やがん検診、歯科健診等の定期的な受診の勧奨を行い、健康 寿命の延伸を図ります。
- ○すべての市民が食に対する正しい知識と望ましい食生活を身につけ、心身の 健康増進が図れるよう、食育活動を推進します。

(2)感染症予防の推進

○結核や感染症、食中毒等の予防事業の推進に努めるとともに、日常的な感染 症防止の正しい知識の普及を図ります。

(3)精神保健の推進

○精神疾患への理解を進めるための啓発を行うとともに、精神障害者やその家族に対し、地域で生活できるように支援を行います。また、うつ病や自殺対策として、相談体制の整備や啓発活動を推進します。

(4)母子保健の充実

- ○保健師による面接相談、訪問等による支援、母子保健 推進員による家庭訪問や子育て情報の提供などにより、 妊娠・出産・育児に対する不安軽減を図ります。
- ○子どもの成育段階に応じて実施している乳幼児健診の 意義や必要性を啓発するとともに、未受診家庭へ積極 的な受診勧奨を行います。



- 〇子どもの予防接種を正しく受けてもらえるように、保護者に対し、きめ細か な指導や相談を行い、接種率向上を目指します。
- ○養育困難や育児混乱を起こしている家庭に対して、専門職による相談支援体制の強化を図ります。また、発達障害に対する支援体制の強化を図ります。

指標名	単位	現状値(平成26年度)	目標値(平成32年度)	備考 (数値の測定根拠と設定 の考え方等)
乳幼児健診受診率(3歳4か月児)	%	91.9	93.0	健診対象者と参加 者の割合
大腸がん検診の受診率 (市、医療機関または職場のいずれかで)	%	46.3	50.0	健康増進計画アン ケート

7 地域医療体制の充実

施策の方針

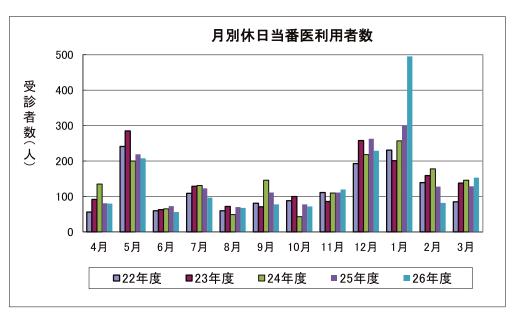
医師会や歯科医師会と協力して市民が安心して医療が受けられる体制の充実を図ります。また、3人に1人は高齢者という社会に備え、保健、医療、介護、福祉が連携して在宅でも安心して医療、介護が受けられる地域包括ケアシステムの構築に努めます。

現状と課題

病院や医師の不足が叫ばれるなか、市内には比較的多くの医療機関があり、通常の医療体制は恵まれた状態ですが、ほぼ市の中央部に集中しています。また、分娩を取り扱う医療機関は、現在、市内にJA高知病院と高知大学医学部附属病院のみであり、市外の医療機関で出産することも多くなっています。分娩可能な医療機関は近隣市でも年々減少しており、その確保が課題となっています。

休日医療の確保や、生活習慣病及び重症化予防対策としての健康診査の受診 率向上のため、また、定期的な歯科健診の実施など、医師会や歯科医師会をは じめとする関係機関との連携の重要性が高まっています。

医師会主催の地域連携に関する勉強会などに積極的に参加し、医療・介護・ 福祉などの関係機関との連携を深め、それぞれの分野での協力体制の充実に努 めることで、急性期にはスムーズに入院でき、回復後は安心して自宅に帰って 療養できるようなシステムの構築に向け、さらに取り組む必要があります。



論

主要施策

(1)地域医療体制の整備

- ○医師会や歯科医師会と連携しながら、市民が医療を受診しやすい体制づくりを進めるとともに、訪問診療や訪問看護などの在宅医療サービスの提供・充実を図ります。
- 〇住み慣れた地域で安心して暮らせるように、医療・介護・福祉の連携を推進 します。

(2)休日夜間医療の確保

- ○医師会と協力して、休日医療の確保に努めるとともに、夜間の医療の確保に ついては、近隣市との連携や市内公的病院への支援により、市民の急病時の 円滑な受入体制の整備に努めます。
- ○市民に対し、一般診療と救急診療の違いや救急医療の現状について理解を求め、適切な受診を促すための啓発を行います。

(3)災害時の医療救護体制の整備

○南海トラフ地震などの災害時に備え、県福祉保健所や医師会と協議を行い、 災害時における医療救護体制の整備に努めます。



災害時医療救護体制の整備(トリアージ訓練)